

6 県立高等学校等における生徒の就職支援に係る財政措置等について

(埼玉県)

職業安定法第 27 条の規定に基づき、県立高等学校等の校長は求人・求職の申込の受理や求職者の求人者への紹介など、公共職業安定所長の業務の一部を分担している。

この分担は校長の同意又は要請によることとなっているが、公共職業安定所の職業紹介の体制から実情として分担が前提となっている。これは実質的な委託業務であり、教育現場に多大な業務負担が発生しているにもかかわらず、担当する教員の定員及び人件費等の財政措置が講じられておらず、支援を行う十分な高等学校就職支援教員（以下「ジョブ・サポート・ティーチャー」という。）の配置もなされていない。本来は公共職業安定所が担う業務を教員が担っていることから、これに係る費用については全額国の負担とすべきである。

また、現在、厚生労働省が提供する就職情報システム「高卒就職情報 WEB 提供サービス」（以下「高卒 WEB」という。）は、生徒自ら求人情報を検索・比較する用途に適していないなど、運用上の課題がある。令和 8 年 2 月に開催された「第 35 回高等学校就職問題検討会議」において、高卒 WEB の改修を検討することが明らかになったが、具体的な内容は盛り込まれておらず、また、改修まで相当の期間を要する見込みとなっている。

そのため、教育現場では、利便性が高い民間サービスを利用せざるを得ない状況にあるが、雇用側にとっては、支払料金に応じて生徒に提供される情報量及び頻度が変動するため、公平な情報提供の機会が確保されないという課題がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 職業安定法第 27 条の規定に基づく業務分担の費用については、国が全額負担すること。また、全額負担に至らない場合には、その不足分

を、ジョブ・サポート・ティーチャーの定数拡充により適切に補充すること。

2 高校生の就職に関して就職支援の充実や教育現場の負担軽減を図るため、早期に、高卒 WEB の改修又は新たなシステムの構築を行うこと。その際、次の点を十分に反映されたい。

(1) 生徒が主体的に企業や職種を調べることができるよう、求人票を容易に検索・比較検討できる機能や生徒一人一人に応じた情報を提示する機能など、生徒にとって利便性の高いシステムとすること。

(2) 紙の求人票の整理や応募前職場見学の日程調整など、現在教員が行っている事務処理を省略化できるよう、指定校求人を含む求人票や企業との連絡調整をデジタル化し、教員の事務負担を軽減するシステムとすること。

(3) スマートフォンやタブレットなどの多様なデバイスに対応したシステムとすること。

(4) 高卒 WEB の改修又は新たなシステムの構築が完了するまでは、実情として教育現場での利用が進んでいる民間サービスを国として推奨すると同時に、推奨する民間サービスにおいては、雇用側の支払った金額に応じて就職側が受け取る情報に差がつかないように適切な支援を行うこと。